#### 国営かんがい排水事業 伊江地区

## 事業の概要

本事業は、沖縄本島北西の伊江島に位置する伊江村の畑 668ha を対象に、安定的なかんがい用水を確保・供給するため、伊江地下ダムを築造するとともに、用水路 L=8.3 km等を整備するものである。

#### 事業の目的・必要性

本地区は、伊江島の畑作地帯で、さとうきび、葉たばこを基幹作物とし、野菜、花き等を導入した農業生産が図られている。

しかしながら、地区の水源は自然の降雨と既設のため池に依存せざるを得なく、十分な 用水手当がなされていないことから、農業生産が不安定であり、農業振興の妨げとなって いる。

このため、本事業により安定的な畑地かんがい用水を確保するため、伊江島に地下ダムを築造するとともに、用水路等の基幹的なかんがい施設を整備し、併せて、関連事業による末端用水路等の整備を行うことにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。

### 事業の効率性

効 用(年総効果額)

計

・農作物の生産量の増 1,749 百万円

・営農経費の節減 228 百万円

・施設の維持管理費の増 63 百万円

・施設更新による現況施設機能の維持 21 百万円

1,935 百万円

## (費用便益比の算定)

区分	算定式	数 値	備 考
総事業費		31,047 百万円	
効 用		1,935 百万円	
廃用損失額		139 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用		39 年	当該事業耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0547	総合耐用年数に応じ、効用から
			総便益を算定するための係数
総便益	= / -	35,233 百万円	
費用便益比	= /	1.13	

- 注1)総便益、総事業費には、関連事業を含む。
- 注2)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。
- 注3)数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

### 事業の有効性

本事業は、地下ダムの築造及び用水路等の基幹的なかんがい施設を整備し、併せて関連事業による末端用水路等の整備を実施することにより、安定的な畑地かんがい用水が確保され、年間10a当たり約262千円相当(純益額)の農業の生産性向上及び年間約228百万円相当の営農経費の節減などが図られる。

## 日程・手続

平成 15 年度中に土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定である。

## 事業に対する決議

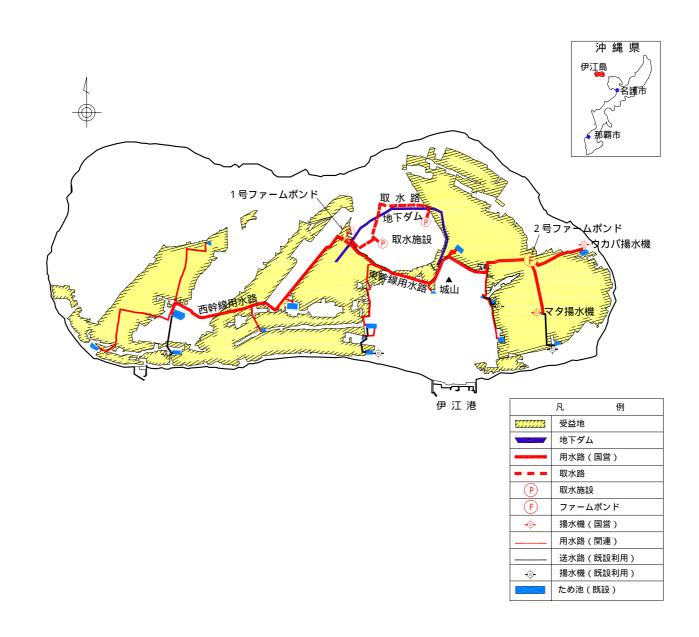
平成 15 年 6 月 「伊江村国営土地改良事業推進協議会」において、平成 1 6 年度新規着工要望することを決議。

## 評価担当部局

農村振興局

## 概要図

12 2 2 1 1				
1. 受益面積	668ha			
2. 受益者数	1,506 人			
3. 主要工事計画	工種	数量	事 業 費	
	地下ダム	1ヶ所	23,310 百万円	
	用 水 路	8.3km	1,690 百万円	
4. 国営総事業費			25,000 百万円	



# 平成16年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:沖縄総合事務局)(地区名:伊江地区)

## 1.必須事項

項目	評 価 の 内 容	判定
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業 生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、 当該事業を必要とすること。	0
2.技術的可能性が 確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行 が技術的に可能であること。	0
3.事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	0
4.農家負担の可能 性が十分であるこ と。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営 の状況からみて、負担能力の限界を超えることとは ならないこと。	
5.環境との調和に 配慮しているこ と。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	0
6 . 事業の採択要件 を満たしているこ と。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	0

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目覧の( )には、主として考えられる観点を記述している。

# 平成16年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:沖縄総合事務局)(地区名:伊江地区)

# 2.優先配慮事項

項目	評 価 の 内 容	判定		
1.事業で達成する 目標に関する事項 (有効性)	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られ る。	0		
	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条 件が整備される。			
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用 が図られる。			
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機 能回復や農業災害の防止等が図られる。			
2.事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。			
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となって いる。	$\bigcirc$		
	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する 計画と整合が図られている。			
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合 振興対策対象地域である。			
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。			
	地元の推進体制が整備されている。			
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する 合意形成が図られている。			
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達 している。			
	関連する他事業との調整が図られている。			
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されてい る。			

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目覧の( )には、主として考えられる観点を記述している。